

新・県都『あきた』改革プラン (第6次秋田市行政改革大綱)

～ 市民サービスの向上をめざして ～

平成27年1月
秋田市

目次

第1	改革の基本的事項	
1	これまでの行政改革の取組	1
2	第5次秋田市行政改革大綱の主な成果と課題	2
3	本市を取り巻く社会情勢の変化	4
4	行政改革の目的と視点	6
	(1) 公共サービスの改革	6
	(2) 財政運営の改革	7
	(3) 組織・執行体制の改革	8
5	改革項目の体系	9
6	計画期間	10
7	進捗管理	10
第2	改革の項目	
I	公共サービスの改革	11
1	新しい公共の推進	11
2	市民満足度の向上	14
3	公共施設の全体最適化	15
II	財政運営の改革	18
1	財政基盤の確立	18
2	歳入の確保	21
3	歳出の見直し	23
III	組織・執行体制の改革	24
1	組織体制の見直し	24
2	危機管理の強化と職員の資質向上	26
3	職員の働き方の見直し	28
第3	資料	
1	本大綱の策定経過	29
2	策定体制	31
	(1) 策定体制	31
	(2) 秋田市行政改革市民委員会設置要綱	31
	(3) 秋田市庁議規程	33
	(4) 秋田市行財政改革実施会議設置要綱	35

第 1 改革の基本的事項

1 これまでの行政改革の取組

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部設置以降、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境に応え得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、改革の推進に努めてきた。

平成23年度を初年度とする「第5次秋田市行政改革大綱（県都『あきた』改革プラン）¹」においては、「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つの大きな視点に基づき、市民サービスセンター等における地域に密着したサービスの提供や合併引継施設の廃止等に加え、中・長期財政見通しに基づく安定した経営基盤の確立や成長戦略事業²を推進する組織機構の改正などに取り組んできた。その結果、計画期間の最終年度である26年度末には9割を超える項目が実施・完了する見込みである。

【表 1：行政改革大綱の策定状況】

策定時期	計画期間	名称
平成7年11月	平成8年度～平成12年度（5年間）	秋田市行政改革大綱
平成11年3月	平成11年度～平成15年度（5年間）	新秋田市行政改革大綱
平成15年3月	平成15年度～平成17年度（3年間）	第3次秋田市行政改革大綱
平成18年3月	平成18年度～平成22年度（5年間）	第4次秋田市行政改革大綱
平成23年1月	平成23年度～平成26年度（4年間）	第5次秋田市行政改革大綱 （県都『あきた』改革プラン）

【表 2：第5次秋田市行政改革大綱の実施項目の進捗状況（26年度は見込み）】

	実施、完了	準備手続	検 討	未 着 手	計
23年度	70(55.5%)	22(17.5%)	34(27.0%)	0	126(100.0%)
24年度	100(76.9%)	17(13.1%)	13(10.0%)	0	130(100.0%)
25年度	111(85.3%)	11(8.5%)	8(6.2%)	0	130(100.0%)
26年度	118(90.8%)	7(5.4%)	5(3.8%)	0	130(100.0%)

¹ 第5次秋田市行政改革大綱（県都『あきた』改革プラン）

平成23年度からの4年間を計画期間とし、130の実施項目を盛り込んだ本市の行政改革の指針のこと。

² 成長戦略事業

平成23年度からの5年間を計画期間とした第12次秋田市総合計画（県都『あきた』成長プラン）で、特に力を入れていく6つの分野（都市イメージ「ブランド」あきたの確立、地域産業の競争力強化、観光あきた維新、環境立市あきたの実現、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現、次世代の育成支援）に関連する事業のこと。

2 第5次秋田市行政改革大綱の主な成果と課題

(1) 公共サービスの改革

市民サービスセンターやコミュニティセンターでは、住民自治組織が指定管理者となったことにより、市民協働による地域に密着したサービスを提供したほか、公園管理や学校給食の調理業務のアウトソーシング、公立保育所の民間移行や合併引継施設の廃止・譲渡により管理コストを削減した。

入札制度における総合評価落札方式や業務委託に対する最低制限価格制度の導入、格付基準の改正により、地域貢献等に取り組む企業が増加したことに加え、工事の品質向上も図られた。

また、施設使用料と事務手数料を改定することにより、サービスを利用するにあたっての負担の公平性と適正性を確保するとともに利用者に対するサービスの向上に努めた。

<課題>

今後も市民協働を推進するとともに、多様な主体が公共サービスの担い手として参画できるよう新しい公共の推進に取り組むほか、人口減少に伴う公共施設の全体最適化を図る必要がある。

(2) 財政運営の改革

中長期的な財政見通しを反映させた予算編成や公債費の縮減に努めたことにより、歳入に見合う歳出構造への転換を図った。

未利用地の売却や新規財源の開拓により歳入が増加したほか、適正な債権管理と未収金の解消に努めた結果、市全体の未収金額が減少した。

事務事業評価の実施や繰出金、委託料等の見直しにより財源を生み出すとともに、「県都『あきた』成長プラン」における成長戦略事業へ予算を重点配分するなど、選択と集中による経営資源の最適配分に努めた。

<課題>

今後も歳入の確保・歳出の見直しを徹底し、人口減少に伴う税収の減少や公共施設(インフラ)の維持・管理に対応できる財政基盤を確立する必要がある。

(3) 組織・執行体制の改革

秋田公立美術工芸短期大学は、平成25年4月1日に公立大学法人が運営する4年制の秋田公立美術大学として開学したほか、市立秋田総合病院は平成26年4月1日に地方独立行政法人として開院した。

職員数の適正化により、平成22年度期首(3,263人)と26年度期首(2,575人)の人員を比較すると、秋田公立美術大学および市立秋田総合病院の地方独立行政法人化(美大27人、病院421人)を除く実質的な人員削減効果は240人となった。

中央卸売市場青果部および水産物部の公設地方卸売市場への転換と指定管理者制度の導入、上下水道局お客様サービスセンターに関連する業務全般の包括的民間委託などにより、サービスの向上と管理コストの削減を図った。

<課題>

今後も選択と集中の考え方にに基づき成長戦略事業を推進するためには、組織体制のさらなる強化が必要である。また、効率的な執行体制の構築に向け、サーバーの統合など情報システムの最適化等に取り組むことも必要である。

【表3：総職員数の推移】

※毎年4月1日現在

	第3次定員適正化計画				
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
目標値	3,520人	3,490人	3,422人	3,358人	3,293人
実績	3,510人	3,483人	3,401人	3,327人	3,263人

	第4次定員適正化計画				
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	3,211人	3,141人	3,083人 (美大除く： 3,056人)	3,035人 (美大・病院除く： 2,587人)	2,990人 (美大・病院除く： 2,542人)
実績	3,206人	3,139人	3,040人	2,575人	—

3 本市を取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行

平成17年から平成22年までの都道府県別の総人口の推移をみると、38都道府県で減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(平成25年3月)では、平成32年以降は全ての都道府県で総人口が減少するものと推計されている。

本市においては、平成32年には総人口が30万人を割り込み、平成42年には269,696人まで減少するものと見込まれている。さらに、平成22年時点で24.1%であった高齢化率は、その後も年少人口(0～14歳)および生産年齢人口(15～64歳)の減少に加え、老年人口(65歳以上)の一貫した増加により、平成42年には37.3%に達するなど、人口減少・少子高齢化がより一層進行するものと推計されている。

【表4：秋田市における将来人口推計】

推計年次	全人口(人)			年齢(3区分)別人口(人)			年齢(3区分)別割合		
	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成22年	323,600	152,456	171,144	39,592	206,032	77,975	12.2%	63.7%	24.1%
平成27年	312,560	146,507	166,053	35,045	187,497	90,018	11.2%	60.0%	28.8%
平成32年	299,969	140,000	159,969	30,809	171,684	97,476	10.3%	57.2%	32.5%
平成37年	285,462	132,695	152,767	26,952	158,232	100,278	9.4%	55.4%	35.1%
平成42年	269,696	124,847	144,849	23,675	145,373	100,648	8.8%	53.9%	37.3%

出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来人口推計(平成25年3月推計)

(2) ICT³の急速な進展

人口減少・少子高齢社会に対応するためには新たな経済成長戦略が必要であり、その鍵を握るのがICTであるとし、我が国では「ICT成長戦略Ⅱ」を平成26年6月に公表した。戦略では、ICTを活用して様々なモノ、サービスをつなげることにより、新たなイノベーション⁴を創出し、地域の活性化や社会的課題の解決などに取り組むこととしている。

このような背景において、インターネットの利用者数は年々増加しており、利用端末の種類も自宅のパソコン以外にスマートフォン、タブレット等にも拡大しているほか、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディアの利用者も増加している。

本市においても、ツイッター等による市政情報やイベント情報の発信を積極的に行っており、今後は、オープンガバメント⁵の推進等の観点から、急速に進展するICTの効果的な活用方法を検討する必要がある。

³ ICT

Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

⁴ イノベーション

新しい技術の発明やアイデアなどから新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす幅広い変革のこと。

⁵ オープンガバメント

行政情報の公開・提供により市民の政策決定への参加を促進すること。

(3) 厳しい財政見通し

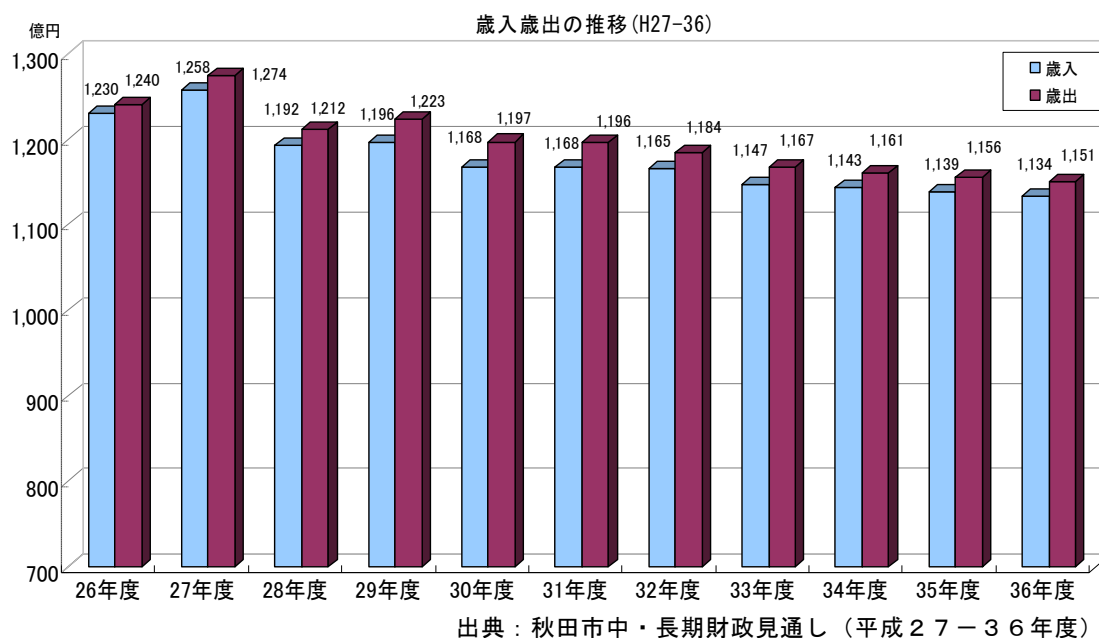
我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いているものの、平成26年4月－6月期および7月－9月期の実質GDP（国内総生産）成長率が2期連続でマイナスとなるなど、依然として一部に弱さが残り、未だ消費税率引上げの影響や海外景気の下振れなどのリスクを抱えている。

こうした状況にあって、本市の中・長期財政見通しにおける平成36年度までの歳入歳出の推移を見ると、歳入は、税制改正の影響や経済の回復基調により市民税の増収を見込むものの、人口減少や地価の下落などの傾向が続くと見込まれるほか、地方交付税における合併算定替の段階的縮減の影響などにより、全体としては減少していくものと推計している。

歳出は、大規模事業を除く政策経費を一定程度確保しているものの、義務的経費や経常経費については減少を見込んでおり、全体としても減少していくものと推計している。

この結果、歳入および歳出はいずれも総体的に減少していくものの、歳出が歳入を上回る収支不足の状態が続いていくため、財政調整基金⁶および減債基金⁷の取崩しにより不足分を補てんせざるを得ないことから、基金残高の減少が見込まれるなど、引き続き厳しい財政環境下での行政運営が求められるものと想定している。

【グラフ1：歳入歳出の推移】



⁶ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。

⁷ 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。

(4) 組織のスリム化

総務省の平成25年地方公共団体定員管理調査結果によれば、平成25年4月1日現在の地方公共団体の総職員数は2,752,484人で、平成6年をピークとして平成7年から19年連続して減少している。

本市においても、職員数の適正化等を進め、第4次定員適正化計画期間内に273（美大・病院を除く。）人の削減を行うこととしているが、その一方で、国の制度改正等に伴う新たな業務への対応が求められている。

今後も限られた職員数で市民サービスの向上を図るためには、職員一人ひとりの資質や能力の向上を図ることはもとより、継続的な業務改善の実施や職員の能力を最大限引き出せる風通しの良い職場づくりに努めることなどにより、組織としての業務遂行能力の向上を図る必要がある。

4 行政改革の目的と視点

市民協働のさらなる推進や公共施設の全体最適化などの引き続きの課題への対応や人口減少・少子高齢化社会の進行、ICTの急速な進展、厳しい財政見通しと組織のスリム化等への取組が必要となっている。

そのため、引き続き、第5次秋田市行政改革大綱に掲げる「経営資源の最適配分を実現する仕組み」「地域の課題を地域で解決する仕組み」の構築に取り組み、県都『あきた』成長プランに掲げる基本理念の実現を通じて市民サービスの向上を図ることを目的とし、次の3つの改革の視点により進めていくこととする。

(1) 公共サービスの改革

将来にわたって公共サービスの質の維持、向上を図り、市民満足度を高めるためには、行政のみならず市民やNPO⁸、企業等の多様な主体が公共サービスの担い手として活動できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、市民サービスセンター整備事業は、平成28年の（仮称）中央サービスセンターの開設をもって完了する見込みであることから、センターの機能や役割、地域との関わり方等について改めて検証し、市民協働の推進により、公共サービスのさらなる向上に取り組むことも必要である。

さらに、人口減少・少子高齢社会における広域連携・機能合体や公共施設の総量の見直し等について検討していくほか、オープンデータ⁹の推進に努め、行政が保有するデータの2次利用によるサービスの向上を目指すこととする。

⁸ NPO

Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のこと。

⁹ オープンデータ

行政が保有するデータを加工・編集等が可能な形で公開し、営利・非営利を問わず、自由な利用・二次利用を可能にすることにより、新たな価値を創造すること。

具体的には、

- ①市民協働¹⁰の一層の推進や地域住民およびNPOなど多様な主体によるサービス提供等、**新しい公共の推進**
 - ②総合窓口や市民サービスセンターの設置、市税等のコンビニ納付の導入などにより行政サービスの向上を図る、**市民満足度の向上**
 - ③公共施設の長寿命化等による財政負担の平準化と総量の見直しを図る、**公共施設の全体最適化**
- などに取り組み、公共サービスの改革を進める。

【公共サービスの改革の目標】

- ・ 今後も秋田市に住み続けたいと思う市民の割合 **3人に2人以上**
(平成26年度調査 59.0%)
- ・ NPO、ボランティア活動などの市民活動へ「積極的に参加している」「ときどき参加している」「参加したことがある」市民の割合 **3人に1人以上**
(平成17年度調査 28.7%、20年度調査 26.4%、26年度調査 29.7%)

(2) 財政運営の改革

県都『あきた』成長プランに位置づけた施策・事業を推進するため、中長期の財政見通しの下、歳入規模に見合った歳出構造を堅持するほか、公共施設等の維持修繕、更新等の将来の財政需要に対応するために基金を創設することなどにより、将来にわたり持続可能な財政運営を維持していくことが必要である。

具体的には、

- ①市有建築物中長期保全計画および中・長期財政見通しを踏まえ、公共施設等の修繕等に充てるための基金創設などによる、**財政基盤の確立**
 - ②適正な債権管理と未収金の解消や基金運用の見直し、新規財源の開拓などによる、**歳入の確保**
 - ③公共施設の省エネの推進や事務事業の見直しなど、選択と集中による経営資源の最適配分を目指す、**歳出の見直し**
- などに取り組み、財政運営の改革を進める。

¹⁰ 市民協働

市民と市が共通の目的を達成するために、協力して働くこと。

【財政運営の改革の目標】

- ・市有建築物中長期保全計画および中・長期財政見通しを踏まえ、
（仮称）公共施設等整備基金¹¹を創設

平成30年度末までの積立額 50億円

(3) 組織・執行体制の改革

地方分権の進展や高度化かつ多様化する市民ニーズに対応するため、職員一人ひとりがその能力・意欲を伸ばし、発揮するとともに、県都『あきた』成長プランに位置づけた施策・事業を着実に推進できる組織機構を構築することが必要である。

また、市民に信頼される市政運営の確保を図るため、コンプライアンス¹²の推進や危機管理の強化を図る必要がある。

具体的には、

- ①職員数の適正化を図りつつ、にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門を新設し、県都『あきた』成長プランに対応した組織機構の構築などによる、**組織体制の見直し**
 - ②コンプライアンスの推進・徹底やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）¹³を活用した緊急情報の提供、職員の前向きな姿勢を引き出す業務改善の推進等による、**危機管理の強化と職員の資質の向上**
 - ③庶務事務システムの導入など内部管理システムの最適化や効率化、時間外勤務時間の縮減などによる、**職員の働き方の見直し**
- などに取り組み、**組織・執行体制の改革**を進める。

【組織・執行体制の改革の目標】

- ・元気な秋田市をつくる成長戦略をより一層推進するため、にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門を新設する
- ・人口減少対策に関連する様々な取組を推進するため、新たな組織体制を構築する

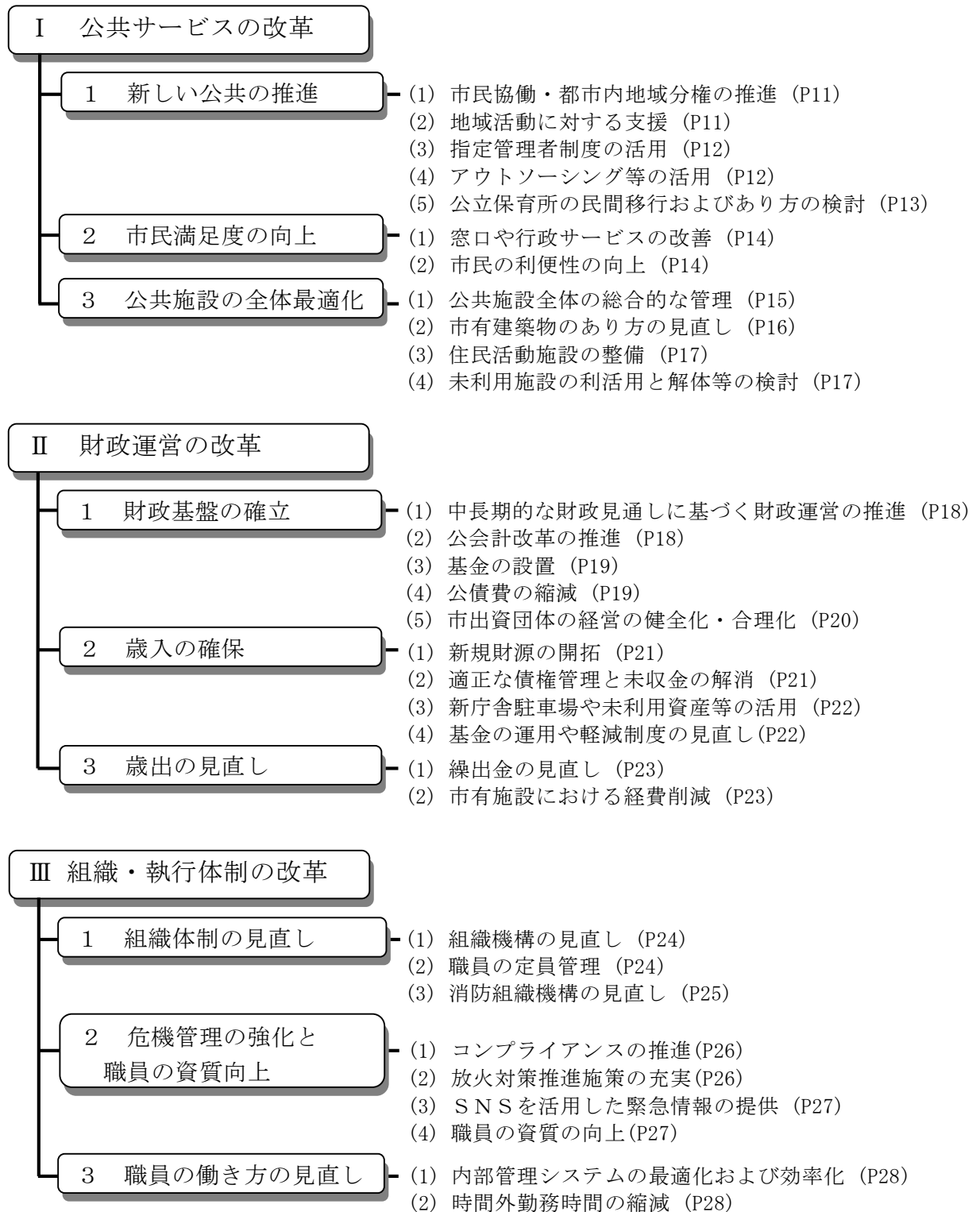
¹¹ （仮称）公共施設等整備基金
公共施設等の整備等に充てるための基金のこと。

¹² コンプライアンス
法令はもとより、社会の良識やルールなども遵守する、市民に信頼される市政運営への取組のこと。

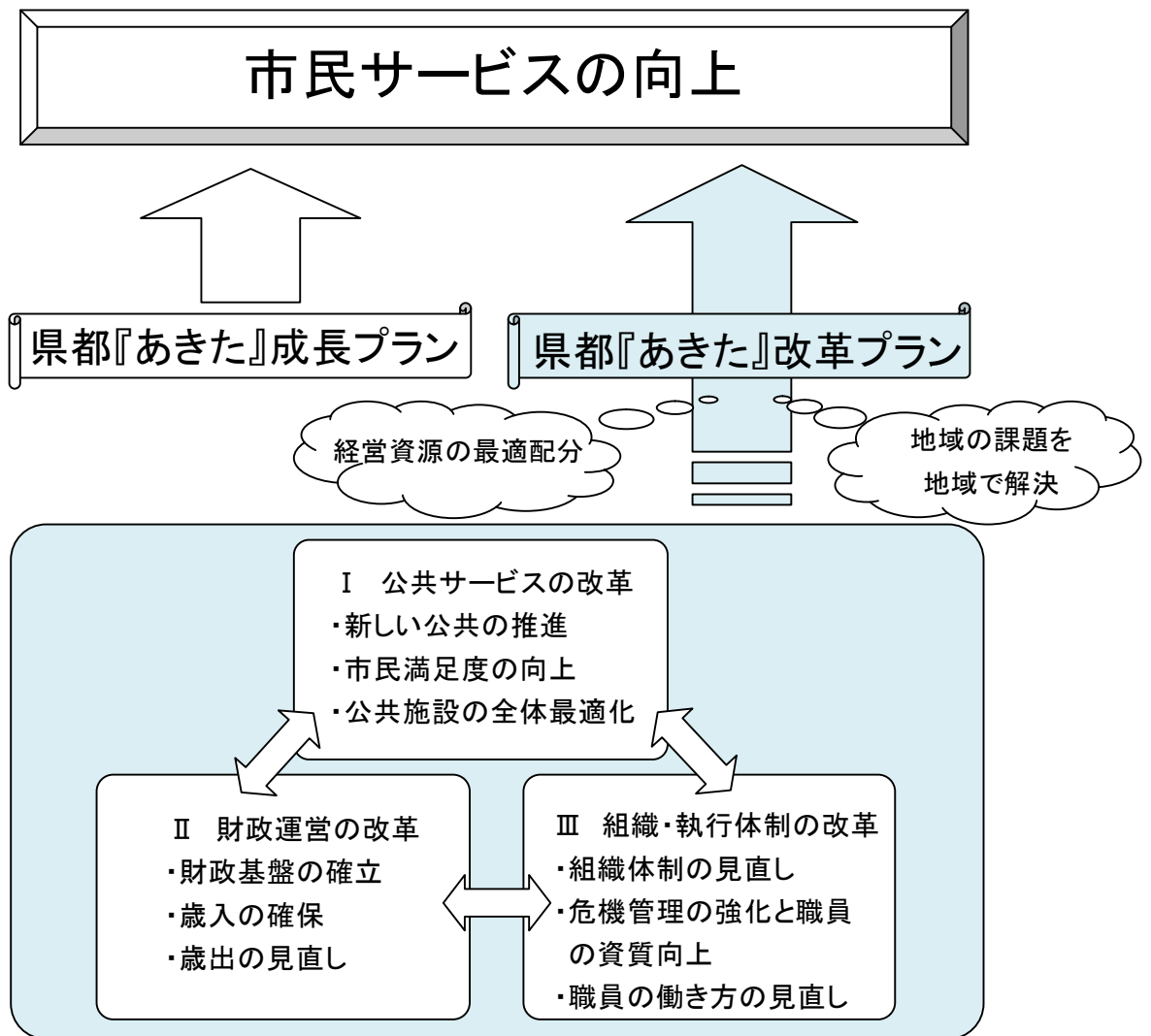
¹³ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

5 改革項目の体系

「4 行政改革の目的と視点」に基づき実施する改革の項目を体系化すると、次のとおりである。



《全体イメージ図》



6 計画期間

本大綱の計画期間は、平成27年度から30年度までの4年間とする。

7 進捗管理

本大綱の着実な推進のために、大綱に基づき策定する実施計画に具体的取組を掲載し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切に対応するとともに、改革の成果を確実にあげるため、市民目線に立ち、毎年度の取組状況に応じて、同計画の分析・評価、修正、実行という作業（ローリング）を行うこととする。

改革の実施に当たっては、目標年度にとらわれず、可能なものは実施時期を前倒しするなど、スピード感を持って取り組むとともに、その結果について積極的に公表する。

第2 改革の項目

【実施目標年度に係る表記の凡例】

- ▶ 準備手続
- 実施/方針決定
- ▶ 継続実施

I 公共サービスの改革

1 新しい公共の推進

(1) 市民協働・都市内地域分権の推進

市民協働・都市内地域分権による地域課題の解決や公共サービスの提供など、特色ある地域づくり、まちづくりを実現する。

また、市民やNPOなど多様な主体による新しい公共を推進するための新たな支援制度などを検討する。

改革の効果	多様な担い手が参加して地域の課題を地域で解決していく、市民協働の取組が増加する。
-------	--

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・市民協働推進のための新たな支援策の実施	○			—▶
・7つの市民サービスセンターへの権限移譲等	----▶	○		—▶
・市民協働による生活道路の除排雪の推進	○			—▶
・地域における自殺対策力の強化	○			—▶

(2) 地域活動に対する支援

町内会などの地域活動団体への加入促進を図るとともに、全町内会に対して、町内会を運営するためのガイドブックを配布する。

改革の効果	地域自治活動の活性化が図られる。
-------	------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・町内会等に対する新たな支援策の実施	○			—▶
・町内会向けのガイドブックの作成および配布	----▶	○		

(3) 指定管理者制度¹⁴の活用

公の施設の管理において、指定管理者制度を効果的に活用する。

改革の効果	地域自治活動の推進や民間活力の導入により、利用者サービスの向上や経費の縮減等が図られる。
-------	--

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 制度の導入				
市民サービスセンター	○			→
コミュニティセンター（檜山、將軍野 等）	○			→
・ 評価結果の公表	○			→

(4) アウトソーシング¹⁵等の活用

アウトソーシングなどの手法を用いて、民間活力を導入する。

改革の効果	業務の効率的かつ効果的な推進が図られる。
-------	----------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 市営住宅管理業務の民間への委託	→	○		→
・ 学校給食における調理業務民間委託の推進 （2カ所程度）	検討	→	○	→

¹⁴ 指定管理者制度

公の施設について、利用者へのサービスの向上や経費の縮減等を目的に、その管理運営を法人その他の団体へ代行させる制度のこと。

¹⁵ アウトソーシング

業務の一部または全部を外部の機関等へ委託すること。

(5) 公立保育所の民間移行およびあり方の検討

平成28年度までに3施設を民間移行するほか、寺内保育所は引き続き存続することとし、河辺・雄和地域の計5保育所については、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえて、配置・運営形態等の見直しに取り組む。

改革の効果	保育ニーズに対して、柔軟・迅速かつ効率的に対応することが可能となる。
-------	------------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・民間移行（泉・土崎・川口保育所）	----->	○		
・設置体制の見直し（河辺・雄和地域の保育所）	----->	----->	○	

2 市民満足度の向上

(1) 窓口や行政サービスの改善

総合窓口の整備や電子申請サービスの拡充などにより、便利でわかりやすい窓口や効率的なサービスの提供に取り組む。

改革の効果	窓口や行政サービスを利用する市民の満足度が向上する。
-------	----------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・総合窓口の整備	----->	○	----->	----->
・電子申請サービスの拡充	○	----->	----->	----->
・ホームページのアクセシビリティ ¹⁶ の向上	----->	○	----->	----->
・ファイリングシステムの導入	○	----->	----->	----->

(2) 市民の利便性の向上

市税等について、コンビニエンスストアで24時間納付を可能にするほか、市民サービスセンターや図書館等においてインターネット接続ができる公衆無線LAN（Wi-Fi¹⁷）の環境を整備する。

また、市が保有する情報を2次利用可能な形で提供することで、民間による付加価値を高めた情報の加工や流通を促進する。

改革の効果	市民や民間事業者にとって、利便性が向上する。
-------	------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・市税等のコンビニ納付の導入	----->	○	----->	----->
・公共施設における無線LAN（Wi-Fi）の導入	----->	○	----->	----->
・市が保有するデータの2次利用可能な形での提供	----->	----->	○	----->

¹⁶ アクセシビリティ

高齢者や障害者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

¹⁷ Wi-Fi

Wireless Fidelityの略で、無線LANの標準規格のこと。

3 公共施設の全体最適化

(1) 公共施設全体の総合的な管理

長期的視野に立ったファシリティマネジメント¹⁸の考えに基づき、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設全体の最適化を図る。

改革の効果	公共施設の包括的な管理により、財政負担の平準化や総量の見直しを図ることで、持続可能な自治体運営を実現する。
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 公共施設等総合管理計画の策定・実施	→	○	→	→
・ 部門別計画との連動				
市有建築物中長期保全計画との連動	→	○	→	→
市営住宅等長寿命化計画の策定・実施	→	○	→	→
学校施設長寿命化計画の策定・実施	→	○	→	→
橋梁長寿命化修繕計画との連動	→	○	→	→
公園施設長寿命化計画との連動	→	○	→	→
下水道長寿命化計画等との連動	→	○	→	→

¹⁸ ファシリティマネジメント

市が所有する施設を一元的に管理し、経営的視点で運営管理・活用を図るための取組のこと。

(2) 市有建築物のあり方の見直し

老朽化の状況や利用率、類似施設の配置状況等からあり方の見直しが必要な施設について、統廃合も含めた方向性を検討する。

改革の効果	施設にかかるコスト軽減や適切な管理運営が図られる。
-------	---------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・施設の廃止等				
公設老人デイサービスセンターの用途廃止 (八橋・旭南デイサービスセンター)	----->	----->	○	
公設老人デイサービスセンターの民間移行 (川口・外旭川・河辺デイサービスセンター)	----->	----->	○	
雄和糠塚地区民間資本活用施設用地の譲渡	----->	----->	○	
雄和サイクリングターミナルの譲渡	----->	----->	----->	○
雄和山水荘の処分	----->	○		
雄和農林漁業者トレーニングセンターの廃止	----->	○		
雄和B&G海洋センターの廃止	検討	----->	----->	○
八橋下水道終末処理場と秋田臨海処理センターの機能統合	----->	----->	----->	----->
農業集落排水処理施設の統合	----->	○	----->	----->
・施設の見直し				
老人いこいの家のあり方の検討	○			
土崎ポートハイムの機能移管	検討	----->	○	
北部農業者総合研修センターの所管替え	----->	----->	○	
卸売市場のあり方の検討	----->	○		
市営住宅のあり方の検討 (手形山市営住宅、河辺単身特定公共賃貸住宅)	○			

(3) 住民活動施設の整備

住民ニーズに即した施設配置や運営を実現するため、市民サービスセンター等の住民活動施設を整備する。

改革の効果	住民ニーズを踏まえた住民活動施設の整備、維持継続を図ることができる。
-------	------------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・市民サービスセンターの整備（東部地域）	○			
・市民サービスセンターの整備（中央地域）	----->	○		
・地域センターのコミュニティセンター化（太平、下北手 等）	----->	○		→

(4) 未利用施設等の利活用と解体等の検討

未利用施設や新庁舎建設等に伴う遊休施設の有効活用を図るとともに、活用困難な施設の解体や土地の売却等を行う。

改革の効果	未利用施設等の活用について、市のみならず民間活用や売却も含めた幅広い対応が可能となる。
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・未利用施設や新庁舎建設等に伴う遊休施設の利活用と解体等の検討	○			→

II 財政運営の改革

1 財政基盤の確立

(1) 中長期的な財政見通しに基づく財政運営の推進

毎年度、中・長期財政見通しを作成、公表し、これを財政運営の指針としながら、選択と集中による適切な財源配分などを通じて、歳入に見合う歳出構造を堅持する。

改革の効果	主要2基金（財政調整基金および減債基金）の30年度末残高100億円が維持される。 *平成26年度末残高見込 137億円
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・中・長期財政見通しの活用	○			→

(2) 公会計改革の推進

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準が設定されることから、財務書類を統一基準のもとで作成、公表し、有効に活用する。

改革の効果	市民が本市の財政状況をより詳しく把握できる。
-------	------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・統一基準による財務書類の作成および活用	-----	-----	○	→

(3) 基金の設置

公共施設等の維持修繕、更新等の将来の財政需要に対応するため、市有建築物中長期保全計画および中・長期財政見通しを踏まえ、公共施設等の整備等に充てるための基金を設置し、一定額を積み立てる。

改革の効果	(仮称)公共施設等整備基金を設置し、平成30年度末までの積立額を50億円とし、将来にわたる健全な財政運営に資する。
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・(仮称)公共施設等整備基金の設置	○			▶

(4) 公債費の縮減

後年度の影響額を試算し、中長期的な観点から市債償還額の総合的な管理に取り組む。

改革の効果	平成30年度末の市債残高が1,335億円以下に抑制される。 *平成26年度末残高見込 1,385億円
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・公債費の総合的な管理	○			▶

(5) 市出資団体の経営の健全化・合理化

第三セクターのさらなる経営改善を促進するとともに、土地開発公社の解散についても検討する。

改革の効果	単年度収支が赤字である団体が0になるなど経営の改善が図られる。
-------	---------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 土地開発公社の解散			→	○
・ (公財)秋田市総合振興公社と(一財)雄和環境保全公社の統合	○			
・ 市出資団体の経営の健全化 [対象団体] <ul style="list-style-type: none"> ① (公財)秋田市総合振興公社 ② (一財)秋田市勤労者福祉振興協会 ③ (公財)秋田観光コンベンション協会 ④ (一財)秋田市駐車場公社 ⑤ (一財)秋田市学校給食会 ⑥ 河辺地域振興(株) ⑦ (株)雄和振興公社 ⑧ 太平山観光開発(株) 	○		→	

2 歳入の確保

(1) 新規財源の開拓

市税をはじめとする自主財源が減少する中で、安定的に財源を確保するため、広告料、貸付料などをはじめとする新規財源をさらに開拓する。

改革の効果	平成25年度決算額73,839千円以上の歳入増が図られる。 *ふるさと納税、千秋公園さくらファンド、広告料、行政財産貸付料の合計額
-------	--

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 広告料、貸付料をはじめとした新規財源の開拓	○			→

(2) 適正な債権管理と未収金の解消

統一的なルールのもと、適正な債権管理を行うとともに、市が保有する未収債権について、その確実な圧縮を図る。

改革の効果	法的措置を含め、債権の種別に応じた徴収を行うことにより効率的な滞納整理が進められるとともに、毎年度、収入(納)率に関して適切に目標設定することで、未収金の縮減が図られる。
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 債権管理に関する体制強化	○			→
・ 収入(納)率向上				
市税 早期の納付折衝、滞納処分の強化等	○			→
国民健康保険税 滞納管理システムの有効活用、滞納処分や一斉文書催告、訪問徴収等	○			→
介護保険料 文書や電話による催告および口座振替の加入促進等	○			→
公営住宅使用料 調停や強制執行等の法的措置の実施	○			→

保育所保護費負担金 滞納を未然に防止するための啓発や納付督促および滞 納処分	○				→
水道料金、下水道使用料等 支払督促制度の活用や、特別滞納整理課との連携により 滞納処分等の検討も含めた滞納整理の強化	○				→

(3) 新庁舎駐車場や未利用資産等の活用

市が保有する駐車場や未利用資産等について、効果的な活用を図るとともに、保有の必要性がない資産は処分する。

改革の効果	効果的な財産活用と歳入増が図られる。
-------	--------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・新庁舎駐車場の管理方法の見直し 平成28年度新庁舎完成後、新たな手法での駐車場管理	----->	----->	○	→
・土地など未利用資産の売却および貸付け 目標面積 年2,000㎡、目標額 年25,000千円	○			→

(4) 基金の運用や軽減制度の見直し

効率的な基金の運用方法について検討・実施するとともに、個人市民税均等割税率の軽減制度の見直しを行う。

改革の効果	効率的な基金運用や軽減制度の見直しにより歳入が確保される。
-------	-------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・基金運用の見直し	----->	○		→
・個人市民税均等割税率の軽減制度の見直し	----->	○		→

3 歳出の見直し

(1) 繰出金¹⁹の見直し

一般会計から特別会計および企業会計への繰り出しについて、歳出の効率化等を進め、繰出金の見直しを行う。

改革の効果	適正な予算配分が図られる。
-------	---------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・特別会計および企業会計を対象とした繰出金の積算の見直し	○			→

(2) 市有施設における経費削減

新庁舎管理業務の一括委託や市有施設での省エネの推進、再生可能エネルギーの活用など、委託料やエネルギー使用料の削減を図ることにより、経費を削減する。

改革の効果	市有施設における委託料やエネルギー使用料の削減が図られる。
-------	-------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・新庁舎管理業務の一括委託	→	○		→
・省エネ推進による公共施設における経費削減	○			→
・再生可能エネルギーの活用による光熱水費の削減	→	○		→
・新電力の導入	→	→	○	→

¹⁹ 繰出金

一般会計と特別会計など、会計相互間において支出される経費のこと。

Ⅲ 組織・執行体制の改革

1 組織体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

県都『あきた』成長プランの施策体系に沿った合理的かつ効率的な組織機構のあり方を検討するとともに、新たな行政課題への対応も見据えた見直しを行う。

改革の効果	効果的かつ効率的な行政運営が可能になるとともに、市民にとってわかりやすく、利便性の高い組織機構となる。
-------	---

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門の新設	----->	○		
・公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設の維持管理コストの縮減や最適化等に取り組む部門の新設	○			
・人口減少への組織的な対応	○			

(2) 職員の定員管理

十分な市民サービスを提供するために、適正な職員数を維持する。

改革の効果	事務事業執行体制の効率化が図られるとともに、人件費の上昇が抑えられる。
-------	-------------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・平成27年4月1日時点の職員数を上限とした定員管理	○			→

(3) 消防組織機構の見直し

都市形態や消防団組織の構成状況の変化への対応および多岐にわたる消防活動の環境整備のため、消防組織のあり方について見直しを行う。

改革の効果	災害対応力の充実強化が図られる。
-------	------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・ 消防組織機構の見直し	○			→
・ 消防団体制の見直し	○			→

2 危機管理の強化と職員の資質向上

(1) コンプライアンスの推進

事務処理誤り等の未然防止を図るため、コンプライアンスを前提とした危機管理体制のもと、職員の危機管理意識を向上させるとともに、より効果的なリスク管理の取組を検討し、危機管理体制の強化を図る。

改革の効果	市民に信頼される市政運営の確保が図られる。
-------	-----------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・不祥事等の未然防止に向けた危機管理体制の強化	○			→

(2) 放火対策推進施策の充実

放火火災に関する情報を市民へ提供し、放火に対する防火意識の高揚を図るとともに、地域住民と一体となって放火されない環境づくりを推進する。

改革の効果	放火火災が減少するとともに、火災件数の減少も図られる。
-------	-----------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・放火火災防止対策の推進	○			→

(3) SNSを活用した緊急情報の提供

緊急情報の発信手法を確立することにより、避難勧告や災害情報などを迅速に提供する。

改革の効果	SNS登録者に、より迅速で確実な情報を提供することが可能となる。
-------	----------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・市公式ツイッターとフェイスブックを利用した緊急情報の発信システムの確立	○			→

(4) 職員の資質の向上

新たな人材育成基本方針の策定および職員研修基本計画の改訂のほか、女性管理職の登用拡大や職員の前向きな姿勢を引き出す業務改善の推進に取り組む。

改革の効果	職員の資質の向上とともに、職場の組織力が向上する。
-------	---------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・時代の変化や新たな行政課題に対応した人材の育成	○			→
・女性管理職の登用拡大 平成30年度までに課長職級以上の女性職員割合15%	○			→
・業務改善の推進	○			→

3 職員の働き方の見直し

(1) 内部管理システムの最適化および効率化

庁内で運用している情報システムのサーバーを統合して最適化を図るほか、内部事務に関するシステムを導入することにより、事務執行体制の効率化を図る。

改革の効果	事務の効率化や合理化が図られる。
-------	------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・情報システムの見直しおよび最適化	----->	○	----->	----->
・庶務事務システムの導入	----->	----->	○	----->
・文書管理システムの導入	----->	----->	----->	○

(2) 時間外勤務時間の縮減

ノー残業デーの徹底や適材適所の人員配置、適正な業務分担などにより、職員の時間外勤務時間の縮減に努める。

改革の効果	職員の健康増進が図られるとともに、時間外勤務時間が縮減される。
-------	---------------------------------

主な取組	実施目標年度			
	H27	H28	H29	H30
・時間外勤務時間の縮減	○	----->	----->	----->

第3 資料

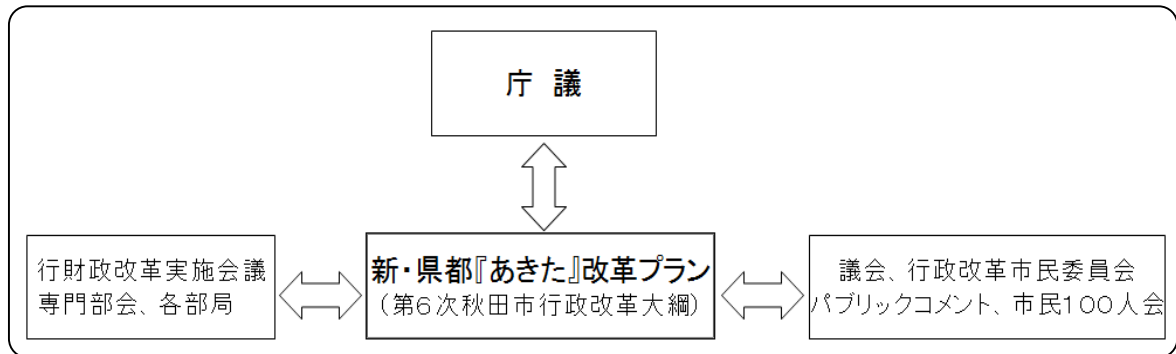
1 本大綱の策定経過

時期	庁内 (庁議、行財政改革 実施会議、専門部会)	秋田市行政改革 市民委員会	市民公聴	市議会
26年 4月	(4/11) 実施会議① ・策定に当たっての基本的 な考え方の提示 (4/21) 庁議① ・行政改革大綱の策定につ いて			
5月	(5/21) 地域活動支援策検討専門部 会① ・今年度の実施内容および 今後のスケジュール等に ついて			
6月		(6/24) 市民委員会① ・策定に当たって の基本的な考え 方の提示		(6/19) 総務委員会 ・策定に当たって の基本的な考え方 の提示
7月	(7/3) 公共施設の最適化専門部会 ① ・市有建築物中長期保全 計画について等 (7/9) 公社・三セクのあり方検討専 門部会① ・次期行政改革大綱で取り 組む項目について (7/31) 公共施設の最適化専門部会 ② ・次期行政改革大綱で取り 組む項目について			
8月	(8/19) 実施会議② ・素案の検討 (8/19) 組織機構見直し専門部会① ・組織機構の見直しについて (8/25) 庁議② ・行政改革大綱素案について	(8/20) 市民委員会② ・素案の検討		

9月	(9/24) 地域活動支援策検討専門部 会② ・町内会等への助成・支援 および依頼業務について (9/29) 組織機構見直し専門部会② ・組織機構の見直しについて		(9/24) パブリックコメント、 市民100人会からの意 見募集実施 ・素案について	(9/19) 総務委員会 ・素案の提示
10月	(10/9) 電子化推進専門部会① ・平成26年度の取組につ いて等 (10/31) 組織機構見直し専門部会③ ・組織機構の見直しにつ いて等			
11月	(11/18) 実施会議③ ・案の検討 (11/25) 庁議③ ・行政改革大綱案について	(11/17) 市民委員会③ ・案の検討		
12月				(12/11) 総務委員会 ・案の提示
27年 1月	確 定 ・ 公 表			

2 策定体制

(1) 策定体制



(2) 秋田市行政改革市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること
- (2) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (3) その他行政改革に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱の廃止)

2 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱（平成23年5月16日市長決裁）は、廃止する。

秋田市行政改革市民委員会 委員名簿

任期：平成26年6月24日～28年6月23日

【敬称略・五十音順】

委員氏名	所属、役職等
石 沢 真 貴	秋田大学 教育文化学部 准教授
○ 小 国 輝 也	(株) 菓子舗榮太楼 代表取締役社長
金 持 史 宣	連合秋田中央地域協議会 議長
◎ 小 西 知 子	特定非営利活動法人 あきたNPOコアセンター理事長
齊 藤 敦	(株) 秋田魁新報社 論説委員
境 田 未 希	(株) 境田商事 取締役
柴 田 誠	秋田商工会議所 専務理事
高 橋 慶	公募による市民委員
成 田 幹 壽	公募による市民委員
森 園 浩 一	国際教養大学 国際教養学部 教授

◎委員長 ○副委員長

(3) 秋田市庁議規程

(設置)

第1条 市政の重要施策に関する事案の審議および報告を行い、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、秋田市庁議（以下「庁議」という。）を置く。

(付議事案)

第2条 庁議は、次に掲げる事項について審議し、その方針の決定を行うことができる。

- (1) 総合計画の策定および変更に関すること。
- (2) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (3) 予算編成の方針および財政計画に関すること。
- (4) 機構および組織に関すること。
- (5) 重要又は新たな政策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

2 庁議は、次に掲げる事項について、報告を受けることができる。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) 重要又は新たな政策の計画、決定、進行管理および実績報告に関すること。

(組織)

第3条 庁議は、市長、副市長、教育長、総務部長、危機管理監、企画財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、消防長および議会事務局長をもって組織する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の職員を庁議に出席させることができる。

(会議)

第4条 庁議は、市長が招集する。

2 庁議の進行は、副市長が行う。

3 市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 庁議に、必要に応じて幹事会を置くことができる。

(事務局)

第6条 庁議に事務局を置き、事務局員は、総務部総務課および企画財政部企画調整課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(秋田市行政審議委員会規程の廃止)

2 秋田市行政審議委員会規程（昭和40年秋田市訓令第11号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 秋田市行財政改革実施会議設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革に関する重要事項を実施するため、秋田市行財政改革実施会議（以下「実施会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に関する重要事項の実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 実施会議は、議長、副議長、行政改革を所管する部長および行政改革推進員（以下「推進員」という。）をもって組織する。

- 2 議長は、石井副市長をもって充て、副議長は、鎌田副市長をもって充てる。
- 3 推進員は、各部局内の調整、他の部局との連携等を行うほか、行政改革の推進に関する重要な事項について実務上必要な対応を行うものとし、議長が指名する者をもって充てる。

(議長および副議長)

第4条 議長は、実施会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 実施会議は、議長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の出席者は、協議事項に応じて議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 実施会議に、行財政改革の特定課題を解決するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。
- 3 専門部会の名称および所掌事項は、別表のとおりとする。
- 4 部会長および副部会長は、議長が指名する職員をもって充て、部会員は、部会長が指名する職員をもって充てる。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 部会長は、部会の協議結果を実施会議の議長に報告するものとする。
- 8 専門部会の事務局は、部会長が所属する部局の担当課所室に置く。

(事務局)

第7条 実施会議に事務局を置く。

- 2 事務局長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 事務局員は、総務部総務課長、総務部人事課長、企画財政部企画調整課長、企画財政部財政課長をもって充てる。
- 4 事務局の庶務は、総務部総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月15日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 行政改革推進庁内協議会設置要綱（平成11年4月1日市長決裁）
 - (2) 受益と負担の適正化検討委員会設置要綱（平成18年12月12日市長決裁）
 - (3) 秋田市公共施設利活用検討委員会設置要綱（平成21年11月18日市長決裁）

別表（第6条関係）

専門部会の名称	留意事項
組織機構見直し専門部会	(1) 組織機構および職務権限の見直しに関すること。 (2) 職員数の適正化に関すること。
公共施設の最適化専門部会	(1) 市有建築物の維持管理に関すること。 (2) 公共施設の利活用および再編に関すること。
公社・三セクのあり方検討専門部会	(1) 市出資団体の経営の健全化・合理化に関すること。
地域活動支援策検討専門部会	(1) 地域活動団体に対する市の関与のあり方に関すること。 (2) 地域活動団体に対する支援策に関すること。
電子化推進専門部会	(1) 各種電算システムの検証および効率化に関すること。 (2) クラウド化に関すること。 (3) 庁内業務の電子化に関すること。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

新・県都『あきた』改革プラン
(第6次秋田市行政改革大綱)

平成27年1月発行

秋田市総務部総務課

TEL 018-866-2007

FAX 018-866-2128